



## 所得税の基礎控除等の見直し

令和7年税制改正により、所得税の基礎控除の見直しが行われます。本改正においては、今後皆様の生活に大きく影響するものと考えられ、我々税務の専門家としても皆様に正確、誠実、迅速に適切な情報を提供することが考えられます。

### 1. 基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額	令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円	
132万円超 (200万3,999円超 336万円以下 475万1,999円以下)	88万円	58万円
336万円超 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円	
489万円超 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円	
655万円超 (850万円超 2,350万円以下 2,545万円以下)	58万円	

※1 ( )は収入が給与だけの場合の収入金額

※2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額は改正なし

### 2. 給与所得控除の見直し

①55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	改正後
162万5,000円以下	65万円
162万5,000円超 180万円以下	
180万円超 190万円以下	

※ 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額は改正なし

皆様が普段耳にしていた「103万円の壁」とは、基礎控除額の48万円に給与所得控除の最低保障額55万円を上乗せして103万円という仕組みでした。しかし今回の改正においては、基礎控除を48万円から58万円に、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円にそれぞれ引き上げられ、さらに年収200万円以下の方は、基礎控除を37万円上乗せされ、所得税の課税最低限は103万円から160万円へと引き上げられることとなったのです。この上乗せは200万円以下の人にとっては恒久的な措置であり、200万円を超える人は2年間の限定措置となっています。

今年からの税制改正により皆様の所得税の計算の際に、控除額が大きくなることとなるため、減税になる可能性があります。減税要件が変わることで、皆様の働き



方が今後変わると予想されます。家計の見直しをするなら今がチャンスです。

年収	減税額
200万円	2万4000円
300万円	2万円
400万円	2万円
500万円	2万円
600万円	2万円
800万円	3万円
850万円超(2545万円以下)	2~4万円

年収	減税額(合計)
夫婦それぞれ200万円	4万7000円
夫婦それぞれ400万円	4万円
夫が600万円、妻が200万円	4万4000円
夫婦それぞれ1000万円	4万円

【引用】NHK「年収103万の壁」の見直しは

[https://www3.nhk.or.jp/news/special/zeisei2025/tax\\_wall/](https://www3.nhk.or.jp/news/special/zeisei2025/tax_wall/)

## LINE配信を始めています

皆様に毎月配信しています「未来税務会計ニュース」についてLINE配信を今月から本格的に開始しております。

配信希望の方は下記の手続きによりお友達追加をよろしくお願いたします。

《LINE配信手続》

①右記のQRコードを読み取り

②お友達登録 ※公式アカウントに表示されます

③登録後は必ず「会社名・屋号」「氏名」をトークルームにお送りください。



電子ニュース希望の方は  
[news@mirazeimu.com](mailto:news@mirazeimu.com) まで



県内に3店舗(流通団地店・江津店・光の森合志店)営業されています。あげたての天ぷらをメインとした天ぷら定食のお店です。6月11日に江津店をリニューアルオープンされました。エビ・豚・とり天と野菜の満福定食や、大エビ2本とアナゴの1本揚げなどがのった大海老穴子天井など夏バテ解消にいかがでしょうか?提供もスピーディでランチにもぴったりです。テイクアウトに長く愛されているいかの塩辛もございます。店舗によってオーダーストップ等時間が異なります。どうぞお近くのあげたてへお越しください。



【営業時間のご案内】

営業時間 11:00~15:00 / 17:00~21:00

定休日 水曜日

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所  
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106  
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639  
<http://www.mirai-town.net/>